

二時三十分ヨリ渋谷署ニ於テ當廳調停官並ニ所轄署員立會、  
下ニ

請負人側 佐藤平治、遠藤誠一、金川友次郎

勞働者側 石井昌雄

ラ會見セシメ種々斡旋シ意見ノ交換ヲ為レタル後請負人遠藤  
ヨリ未拂給料ハ自分等ヨリ支拂フヘキ助合ニアラサル又金ニ  
百五十圓此ヲ支拂フニツキ解決セラレ度ト述ヘタルニ石井ハ  
自分トシテハ之ヲ認メ得サルモ免ニ角一何ニ協議ノ上回答ヲ  
為スヘシト約シ一旦退水シ望樓ニ登リ協議ヲ遂ケ下降シ協議  
ノ結果到底之ヲ承認シ得ストシ飽迄未拂賃銀(約千圓位)ノ  
支拂方ヲ要求シ會見ヲ打切り更ニ十六日午前十時ヨリ前合採  
會見シ勞働者側ハ若林武次石井昌雄ノ兩名下降シ種々折衝ノ  
結果上記条件ニ依リ円満解決セリ

一 解決条件

(1) 前田長一ヨリ受クハキ未拂賃銀トシテ遠藤誠一ヨリ金券  
百五十圓ヲ支拂フコト

(2) 残工事ハ現場ノ供遠藤誠一ニ引渡レ一切無関係タルコト

(3) 今後本件ニ関レテハ一切請求セサルコト

(4) 支拂金ハ本日金百五十圓ヲ支拂ヒ残額ハ四月十八日支拂  
フコト

是ラ會見ニ立會タル左記二名ハ共ニ調印シ當時者間各一  
道宛ヲ所持セリ

立會人

森山 知可

佐川 篤

右及申(通)報候也